

国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの（標準修業年限超過者等就学支援金）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	青森県
3. 市区町村名	青森県
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1 (2) : 知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの（標準修業年限超過者等就学支援金）
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1の7の項 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの（標準修業年限超過者等就学支援金）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号） 第1条	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱 第1

	<p>この法律は、（高等学校等の生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、（高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する）ことを目的とする。</p>	<p>県は、（教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与する）ため、（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項の受給資格を有する者（以下「就学支援金受給資格者」という。）のうち、休学、留学、病気療養その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により支給期間である3ヶ月（定時制・通信制は4ヶ月）を経過する者又は履修単位数の合計を超える者、青森県立高等学校学び直し支援金実施要綱（以下「学び直し支援金実施要綱」という。）第3第1号から第6号までの受給資格を有する者（以下「学び直し支援金受給資格者」という。）のうち、やむを得ない事由により支給期間である2ヶ月を経過する者又は支給限度額を超える者）に対して、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金（以下「超過者支援金」という。）を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱 第5
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための高等学校等修学支援事業に係る標準修業年限超過者等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号イ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3（6）
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ロ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3（6）
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報
-----------------	---------------	---------------

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱 第11
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための高等学校等修学支援事業に係る学び直し支援金の収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号イ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
-----------------	------------	------------

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号□	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	外国人生活保護実施関係情報	外国人生活保護実施関係情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ハ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項2号ニ	青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱第3(6)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	超過者支援金受給資格者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2017年03月27日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.